

議員提出議案第4号

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年(2024年)6月26日

提出者 八王子市議会議員 西室真希

賛成者 八王子市議会議員 古里幸太郎

同 九鬼ともみ

同 立川寛之

同 金子亜希子

同 小林秀司

同 市川克宏

同 吉本孝良

同 久保井博美

同 五間浩

同 小林裕恵

同 石井宏和

八王子市議会議長

鈴木玲央 殿

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例

八王子市議会委員会条例（昭和43年八王子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) 総務企画委員会 10人</p> <p>市長公室、総合経営部、市民活動推進部、総務部、契約資産部、財政部、生活安全部、市民部、会計部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>（委員の選任）</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に<u>諮</u><u>つ</u><u>て</u>指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に<u>諮</u><u>つ</u><u>て</u>当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>（委員長及び副委員長がともにないときの互選）</p> <p>第7条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定め</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) 総務企画委員会 10人</p> <p>都市戦略部、総合経営部、市民活動推進部、総務部、契約資産部、財政部、生活安全部、市民部、会計部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>（委員の選任）</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に<u>諮</u><u>つ</u><u>て</u>指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に<u>諮</u><u>つ</u><u>て</u>当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>（委員長及び副委員長がともにないときの互選）</p> <p>第7条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定め</p>

て、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の職務代行)

第9条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(招集)

第12条 (略)

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員長及び委員の除斥)

第15条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第16条 (略)

2 前項ただし書の委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

3 (略)

(記録)

第22条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、地方自治法第123条

て、委員長の互選を行なわせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(委員長の職務代行)

第9条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(招集)

第12条 (略)

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員長及び委員の除斥)

第15条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第16条 (略)

2 前項ただし書の委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

3 (略)

(記録)

第22条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、地方自治法第123条

第3項の規定を準用する。

3 (略)

附 則

1 (略)

2 (略)

3 従前の八王子市議会各常任委員会は、この条例による八王子市議会各常任委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

第3項の規定を準用する。

3 (略)

附 則

1 (略)

2 (略)

3 従前の八王子市議会各常任委員会は、この条例による八王子市議会各常任委員会となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則

この条例は、令和6年(2024年)7月16日から施行する。

別紙2

提案理由

令和6年（2024年）7月から施行する市組織の再編（改正）に伴う「八王子市組織条例」の一部改正（令和6年第2回市議会定例会上程）を受け、これに併せ「八王子市議会委員会条例」第2条第2項第1号の一部所管部名の変更及び簡易な文言修正等の所要の規定整備を行うため、「八王子市議会委員会条例」の一部の改正を提案する。